

令和4年度 第5回 七飯町公営企業経営審議会

開催日時及び場所	令和4年12月22日（木）午後1時30分～午後2時20分 七飯町役場 201会議室																												
委員 (委員数 7名) (出席数 6名)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">会 長</td> <td style="width: 60%;">堀 田 市 雄</td> <td style="width: 20%;">(七飯町町内会連合会 会長)</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">出席</td> </tr> <tr> <td>副会長</td> <td>河 村 早 織</td> <td>(行革推進委員)</td> <td style="text-align: right;">出席</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>奥 寺 文 子</td> <td>(七飯町社会福祉協議会 副会長)</td> <td style="text-align: right;">出席</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>川 又 修 治</td> <td>(七飯町商工会 会長)</td> <td style="text-align: right;">出席</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>富 岡 秀 廣</td> <td>(北海道税理士会函館支部指導研修部長)</td> <td style="text-align: right;">欠席</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>村 瀬 克 己</td> <td>(七飯町身体障害者福祉協会 事務局長)</td> <td style="text-align: right;">出席</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>山 川 俊 郎</td> <td>(七飯町教育委員)</td> <td style="text-align: right;">出席</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">※50音順、敬称略</p>	会 長	堀 田 市 雄	(七飯町町内会連合会 会長)	出席	副会長	河 村 早 織	(行革推進委員)	出席	委 員	奥 寺 文 子	(七飯町社会福祉協議会 副会長)	出席	委 員	川 又 修 治	(七飯町商工会 会長)	出席	委 員	富 岡 秀 廣	(北海道税理士会函館支部指導研修部長)	欠席	委 員	村 瀬 克 己	(七飯町身体障害者福祉協会 事務局長)	出席	委 員	山 川 俊 郎	(七飯町教育委員)	出席
会 長	堀 田 市 雄	(七飯町町内会連合会 会長)	出席																										
副会長	河 村 早 織	(行革推進委員)	出席																										
委 員	奥 寺 文 子	(七飯町社会福祉協議会 副会長)	出席																										
委 員	川 又 修 治	(七飯町商工会 会長)	出席																										
委 員	富 岡 秀 廣	(北海道税理士会函館支部指導研修部長)	欠席																										
委 員	村 瀬 克 己	(七飯町身体障害者福祉協会 事務局長)	出席																										
委 員	山 川 俊 郎	(七飯町教育委員)	出席																										
会 議 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 前回意見の集約と答申用料金表（案）の提示 3 答申（案）の精査 4 その他 5 閉会 																												

委員会からの意見等

1. 前回意見の集約と答申用料金表（案）の提示

- 1 工場及び業務・営業用の件数はどれくらいか。
(回答) φ25mmは約200件、φ40mmは100件弱、φ50mmは約50件、φ75mmは7件程である。
- 2 現時点でφ40mmの使用水量の平均はどのくらいか、また改定後の負担はいくら増えるのか。
(回答) 平均使用は1か月あたり122m³であり、改定後は月々7,000円程度負担が増えると思われる。
- 3 家庭用の件数はどれくらいか。
(回答) φ13mmは約2,800件、φ20mmは約8,000件である。

2. 答申（案）の精査

1 改定時期について、令和6年4月で問題はないか。

（回答） 令和6年4月改定を前提とし、経済状況を勘案しながら進めていく
予定。